

前橋市指定一般・特定・障害児相談支援事業運営要領 【新旧対照表】

改 正 案	現 行
(契約内容の報告) 第4条 事業者は、地域相談支援基準第6条に規定する指定地域移行支援の利用に係る契約、同基準第45条において準用する第6条に規定する指定地域定着支援の利用に係る契約、計画相談支援基準第6条に規定する指定計画相談支援の利用に係る契約及び障害児相談支援基準第6条に規定する指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」(別記様式第2号)により、延滞なく報告しなければならない。 <u>ただし、当該市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができるものとする。</u>	(契約内容の報告) 第4条 事業者は、地域相談支援基準第6条に規定する指定地域移行支援の利用に係る契約、同基準第45条において準用する第6条に規定する指定地域定着支援の利用に係る契約、計画相談支援基準第6条に規定する指定計画相談支援の利用に係る契約及び障害児相談支援基準第6条に規定する指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」(別記様式第2号)により、延滞なく報告しなければならない。